

環境衛生設備の設計概要書 [給水設備：その1]

No.	設 備 基 準	設 計 内 容	基準によることができない理由	確認
1	給水は直圧直結方式又は増圧直結方式を採用できる建物についてはこれを標準とする。受水槽及び高置水槽（以下「貯水槽」という。）を設ける場合は、衛生上支障のない場所に設置し、保守点検が容易かつ安全にできる設備を有すること。	受水槽 : 有 ・ 無 設置場所: 平面図のとおり 階 段: 有 ・ その他 () 高置水槽 : 有 ・ 無 設置場所: 平面図のとおり 階 段: 有 ・ その他 ()		
2	貯水槽室には、換気、照明、排水の設備を設ける。	換気: 有 ・ その他 () 照明: 有 ・ その他 () 排水: 有 ・ その他 ()		
3	貯水槽の周囲は、六面（天井、底部、周壁）からの保守点検が行えるよう十分なスペースを確保する。 (周囲・底: 60cm以上 上部 150cm以上)	周囲: c m 底 : c m 上部: c m		
4	貯水槽の有効容量は、次のとおりとする。 ア 受水槽の有効容量は、1日使用水量の 4/10~6/10 を標準とする。 イ 高置水槽の有効容量は、1日使用水量の 1/10 を標準とする。	1日使用水量(設計): m ³ 受水槽容量(有効): m ³ 高置水槽容量(有効): m ³		
5	マンホールの構造は、次のものを標準とする。 ア マンホールの直径は、60cm以上で防水型、鍵付きとし周囲から立ち上げること。 イ 貯水槽が樹脂製で屋外に設置する場合には、マンホールを2重ぶたとする。	マンホールの直径(内径): c m 立ち上げ : c m カギ : 有 ・ その他 () 2重ぶた : 該当せず。 有 ・ その他 ()		

「設計内容」欄（太ワク内）にマル印または数値等を記入してください。

設計概要書 [給水設備：その2] も記入してください。

環境衛生設備の設計概要書 [給水設備：その2]

No.	設備基準	設計内容	基準によることができない理由	確認
6	オーバーフロー管と給水管末端との間には吐水口空間を確保する。	吐水口空間 : c m (給水管呼び径 : c m)		
7	オーバーフロー管と水抜き管は分離させるとともに、それぞれ排水口空間を確保する。	排水口空間(オーバーフロー管): c m (水抜き管) : c m (排水管径(オーバーフロー管): : c m) (水抜き管): c m		
8	オーバーフロー管及び通気管の開口部には、耐食性の防虫網を設ける。	防虫網:有 ・ その他()		
9	貯水槽を屋外に設置する場合は、遮光性に十分配慮する。	遮光性: 配慮済み その他()		
10	飲用に供する給水管には、飲用以外の配管や設備を直結しないこと。	飲用系統配管と接続する飲用以外の設備 無 ・ 有(設備名:)		
11	給水管は、水質に悪影響を与えない材質のものを使用する。	給水管材質:		
12	散水栓等を設ける場合には、床埋め込みとせず、壁付き又は立ち上げ型とする。	散水栓: 設置せず 壁・立柱・その他() バキュームブレイカー : 有 ・ 無 灌水装置: 有 ・ 無 バキュームブレイカー : 有 ・ 無 廃棄物保管場所の給水栓 : 有 ・ 無 バキュームブレイカー : 有 ・ 無		
13	建築物内には直結給水栓を設ける。	直結給水栓: 有 ・ その他()		

「設計内容」欄(太ワク内)にマル印または数値等を記入してください。

設計概要書 [給水設備：その1]も記入してください。

環 境 衛 生 設 備 の 設 計 概 要 書 [排水設備]

No.	設 備 基 準	設 計 内 容	基準によることができない理由	確認
1	汚水槽及び雑排水槽（以下「排水槽等」という。）を設ける場合は、受水槽を設置している部屋又はピットと隣接しない位置になるように配慮する。	排水槽等と受水槽との水平距離 : m		
2	排水槽等は排水が長時間滞留することのない容量とし、雑排水、汚水は原則として別の槽に貯留する。	排水槽等の容量（有効） : m ³ () : m ³ () 汚水、雑排水槽の兼用 有 ・ 無		
3	排水槽等の内部は不浸透性の耐水材料を使用し、槽の底部には吸い込みピットを設け、このピットに向かって適当な勾配をとること。	内部材質： ピット： 有 ・ その他 () 床勾配： 有 ・ その他 ()		
4	排水槽等は臭気漏れのない構造とし、外気に直接開放した通気管は周囲に配慮するとともに耐食性の防虫網を設ける。	臭気漏れ： 配慮済み その他 防虫網： 有 ・ その他 ()		
5	排水槽等のマンホールの直径は、60 c m以上で防臭型とし、保守点検が容易に行える位置に設ける。	マンホールの直径： c m		
6	排水槽等の内面で、かつ、マンホールの直近にフックを設ける。	フック： 有 ・ その他 ()		
7	排水槽等のマンホールがあるポンプ室等は換気のできる構造とする。	換気設備： 有 ・ その他 ()		
8	排水中に油脂、厨芥などが含まれる場合は、保守点検のできる有効な位置に十分な性能を有する阻集器を設ける。	阻集器：該当せず 営業用厨房数 箇所 阻集器数 箇所 その他 ()		
9	排水管には、異物の除去や清掃が容易にできる位置に清掃口を設ける。	排水設備系統図による		
10	雨水排水立て管は、汚水管等との兼用や連結をしないこと。	排水設備系統図による		

「設計内容」欄（太ワク内）にマル印または数値等を記入してください。

環境衛生設備の設計概要書 [空調・換気設備：一般用]

No.	設備基準	設計内容	基準によることができない理由	確認
1	居室等の24時間換気に必要な給排気設備を有効な位置に設ける。	平面図、空調設備系統図による		
2	浴室、便所には、専用又は兼用の換気設備を設け、喫煙所、湯沸室には、専用の換気設備を設ける。	便所 箇所 換気設備： 完備・一部・その他 () 湯沸室 箇所 換気設備： 完備・一部・その他 () 喫煙所 箇所 換気設備： 完備・一部・その他 ()		
3	外気取入口は、新鮮な空気を取り入れられるような位置に設ける。	平面図、立面図、空調設備系統図による		
4	排気口は、外気取入口及び隣接した建築物に影響を与えない位置に設ける。	排気口と外気取入口の最短距離 m		
5	駐車場系統の外気取入口及び排気口は、専用のものとし、居室系統とは兼用しないこと。	空調設備系統図による		
6	空気調和機は、保守点検及び修理が容易に行える場所に設置し、周囲には十分な点検スペースを確保する。	周囲(床置き型): cm 点検口(天井埋設型): 完備・一部 その他 ()		
7	外気導入量は、設計人員一人当たり25m ³ /H以上とする。	外気導入量計算書による。		
8	空気清浄装置は、良好な室内空気環境が維持できる性能を有するものを設置する。	除じん効率計算書による		
9	加湿装置は、良好な室内空気環境が維持できる性能を有するものを適切な位置に設置する。	加湿効率計算書による		
10	加湿に用いる水は、衛生的な水を使用すること。	加湿水の種類：上水・その他 ()		

「設計内容」欄(太ワク内)にマル印または数値等を記入してください。

共同住宅は設計概要書 [空調・換気設備：共同住宅] を記入してください。

環境衛生設備の設計概要書 [レジオネラ症感染源となる設備：循環式浴槽]

No.	設備基準	設計内容	基準によることができない理由	確認
1	循環式浴槽（循環ろ過器などを敷設した浴槽）を設ける場合は点検、清掃、消毒、浴槽水の入替え等の維持管理を容易に行うことができる構造とすること。	浴槽の構造 浴槽容量： <input type="text"/> m ³ ろ材の種類： 砂・カートリッジ・その他(<input type="text"/>) 集毛器： 有 ・ 無 詳細は循環ろ過系統図のとおり 使用する水の種類： 上水・その他(<input type="text"/>) 設置場所 浴槽： 平面図のとおり 機械室： 平面図のとおり		
2	レジオネラ属菌を抑制するため有効な塩素剤等を連続注入する設備を設ける。	消毒剤の連続注入装置： 有 ・ 無 設置場所： 平面図および、ろ過系統図のとおり		
3	気泡発生装置等を設ける場合は、吹き込む空気が汚染源とならないよう、空気取入口の構造、位置に配慮する。	気泡発生装置等： 有(<input type="text"/>) 無 空気取入口の構造： フィルタ有 ・ 無 位置： 平面図のとおり		

「設計内容」欄（太ワク内）にマル印または数値等を記入してください。

環境衛生設備の設計概要書 [レジオネラ症感染源となる設備：給湯設備]

No.	設備基準	設計内容	基準によることができない理由	確認
1	給湯設備を設ける場合は点検及び清掃が容易に行える場所に設ける。	設置場所 平面図のとおり		
2	加熱装置は末端栓で55 以上に保持できる能力を有するものとする。	能力の有無： 有 ・ 無 温度計の設置： 有 ・ 無 温度計の設置場所： タンク・返湯管・ その他（ ）		
3	貯湯槽を設ける場合は点検及び清掃を容易に行うことができ、かつ、槽内の温度が均一となる構造とすること。	貯湯槽の構造： 貯湯槽の容量 m ³ 排水弁 有 ・ 無 詳細は別紙のとおり		
4	循環式の中央式給湯設備では、設備全体に湯水が均一に循環するよう流量弁等を設ける。	給湯系統図のとおり		

「設計内容」欄（太ワク内）にマル印または数値等を記入してください。

環境衛生設備の設計概要書 [廃棄物等保管設備]

No.	設 備 基 準	設 計 内 容	基準によることができない理由	確認
1	廃棄物・再利用対象物を収納するのに十分な広さを有する保管場所を設ける。	廃棄物保管場所面積 m ² 再利用対象物保管場所面積 m ²		
2	廃棄物保管場所は、収集及び搬出が容易に行える場所に設置する。	平面図による。		
3	廃棄物・再利用対象物の保管場所は区画された構造にするとともに換気・照明設備を設ける。	区 画 ： 完全区画 その他 () 換 気 ： 有 ・ その他 () 照 明 ： 有 ・ その他 ()		
4	廃棄物保管場所には給水栓及び排水設備を設ける。なお、給水栓はバキュームブレイカーを取り付ける等、逆流防止のための有効な措置を講ずること。	給水栓 ： 有 ・ 無 給水方式 ： 直圧直結方式・増圧直結方式 貯水槽水道 バキュームブレイカー ： 有 ・ 無 排水設備 ： 有 ・ その他 ()		
5	廃棄物・再利用対象物の保管場所は防虫防そ構造とする。	防虫網 ： 有 ・ その他 ()		

「設計内容」欄（太ワク内）にマル印または数値等を記入してください。